

基本的施策に関するこれまでの主な意見

- 認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議（2023 年 9～12 月）及び第 1 回・第 2 回認知症施策推進関係者会議（2024 年 3～5 月）で発言等があった基本的施策に関する主な意見を事務局にてまとめると以下のとおり。

○は認知症施策推進関係者会議における意見

■は認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議における意見

1 認知症の人に関する国民の理解の増進等

(1) 学校教育

- 子どもや学生だけでなく、その親や教師も認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深めることにつながるよう、認知症の本人の参画のもと、子ども・学生向けの認知症サポーター養成講座や、地域に密着した継続的な認知症に関する教育・交流活動を推進することが重要ではないか。

【大綱記載の施策】

認知症サポーター養成の推進/小・中・高等学校における認知症の人などに対する理解促進の為の教育の実施や小・中・高校生認知症サポーターの創作作品等の周知

(2) 社会教育

- 誰もがなり得る認知症について、自分ごととしての備えとしても、男性など、認知症への関心が低い人、認知症に関する情報が届きにくい人等に対し、自治体が地域の企業・経済団体や自治会等と連携しながら、認知症の本人の参画のもと、「新しい認知症観」や基本法についての啓発を行うことが重要ではないか。
- 認知症サポーターの養成を推進するだけでなく、地域の実情に応じて活躍できる環境の整備を推進することが重要ではないか。

【大綱記載の施策】

認知症サポーター養成の推進【再掲】/図書館での認知症コーナーの設置や先進事例の普及/地域ごとの「チームオレンジ」の構築/学びを通じた高齢者の地域社会への参画の促進

(3) 運動の展開

- 「新しい認知症観」や基本法について、全ての地域住民に、わかりやすく、自分ごととして理解が進むよう、認知症の本人の参画の下での認知症基本法の分かりやすい啓発資材の作成・普及や認知症の本人発信支援のさらなる推進が重要ではないか。

【大綱記載の施策】

キャラバンメイト大使の創設の検討など、発信の機会の拡大/世界アルツハイマーデー及び月間に集中的な普及・啓発イベントの開催/認知症本人大使による普及活動の支援/本人ガイド、本人座談会 DVD、本人ミーティングの普及

2 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進

(1) 移動のための交通手段の確保

- 75 歳以上高齢者の自動車運転免許証の更新制度について、認知症である場合の一律的な免許の取消しは見直しを検討することが重要ではないか。

【大綱記載の施策】

公共交通機関の充実を図るなど高齢者などの移動手段の確保の推進/自動運転移動サービスの実証・社会実装の推進/誰もが安心して通行できる幅の広い歩道等の整備の推進/検知能力の高い障害物検知装置や非常押しボタンの設置の推進/高速道路の分岐部での物理的・視覚的対策等の取組の実施/交通事業者向け接遇ガイドラインの作成・周知/公共交通事業者に対し、ハード対策及びソフト対策も含めた計画の作成・取組状況の報告及び公表の義務づけ

(2) 交通の安全の確保

【大綱記載の施策】

交通事故防止対策施策の推進

(3) 地域において見守るための体制の整備

- 認知症サポーターの養成を推進するだけでなく、地域の実情に応じて活躍できる環境の整備を推進することが重要ではないか。【再掲】
- 災害時等において、認知症の本人の命や生活を守る取組みが重要ではないか。
- 地域の各機関における連携・協働をより推進する観点から、個人情報保護の考え方を整理・検討することが重要ではないか。

【大綱記載の施策】

認知症サポーター養成の推進【再掲】/認知症サポーターや地域運営組織等による地域の見守り体制の構築の支援/見守り・捜索に関する連携/サービス付き高齢者向け住宅の整備/セーフティネット住宅の登録推進/地方自治体の地域活動等の取組支援を行い、地域支援体制を強化

(4) 利用しやすい製品・サービスの開発・普及の促進

- 認知症の人にとって利用しやすい製品及びサービスの開発を認知症の本人・家族等の参画のもと推進するため、その環境整備をさらに進めることが重要ではないか。

【大綱記載の施策】

認知症の本人の意見を踏まえた商品・サービス開発の推進/高齢者の食料品アクセス環境の改善に向けた取組等の後押しや取組事例の横展開/買物しやすい環境整備(決済方法等)

(5) 指針の策定、民間の自主的な取組の推進

■ 認知症の本人・家族等の暮らしに関わる業種において認知症バリアフリーを進めるため、業界向けの手引きを認知症の本人・家族等とともに、幅広く、個別の業種で作成・普及に取り組むことが重要ではないか。

○ 誰もがなり得る認知症について、自分ごととしての備えとしても、男性など、認知症への関心が低い人、認知症に関する情報が届きにくい人等に対し、自治体が地域の企業・経済団体や自治会等と連携しながら、認知症の本人の参画のもと、「新しい認知症観」や基本法についての啓発を行うことが重要ではないか。【再掲】

○■ 企業が本業のビジネスチャンスとしてだけでなく、従業員の介護離職防止にも役立つという経営戦略の一環として認知症バリアフリーに取り組むよう、経営層への普及・啓発を図ることが重要ではないか。

【大綱記載の施策】

日常の様々な生活環境に関する好事例の収集やガイドラインの作成/公共交通施設や建築物等のバリアフリー化等の推進/認知症に関する取組を実施している企業等の認証や表彰/金融商品開発の推進/認知症に関する様々な民間保険の推進

3 認知症の人の社会参加の機会の確保等

(1) 認知症の本人自らの経験等の共有機会の確保

○ ピアサポート活動等を推進することにより、認知症の本人、家族等が診断後早い段階で「新しい認知症観」や基本法の理念への理解を深められるようにすることが重要ではないか。

【大綱記載の施策】

キャラバンメイト大使の創設の検討など、発信の機会の拡大【再掲】/世界アルツハイマーデー及び月間に集中的な普及・啓発イベントの開催【再掲】/認知症本人大使による普及活動の支援【再掲】/ピアサポーターによる支援の推進/本人ガイド、本人座談会 DVD、本人ミーティングの普及【再掲】/認知症カフェなどの認知症の人や家族が集う活動の推進と普及

(2) 社会参加の機会確保

○■ 介護事業所において社会参加活動等に参加した利用者が謝礼を受け取る仕組みを活用した取組を推進するなど、認知症の人の幅広い居場所づくり・社会参加機会の確保が進むよう、自治体において、地域の介護事業所等と企業等とが連携しやすい環境整備を推進していくことが重要ではないか。

【大綱記載の施策】

介護サービス基盤の整備/地域支援事業等を活用した社会参加活動や社会貢献の場

づくりの促進/学びを通じた高齢者の地域社会への参画の促進【再掲】/介護サービス事業所利用者の社会参加の促進/認知症カフェなどの認知症の人や家族が集う活動の推進と普及【再掲】

(3) 若年性認知症の人等の就労に関する事業主に対する啓発・普及等

- 企業が本業のビジネスチャンスとしてだけでなく、従業員の介護離職防止にも役立つという経営戦略の一環として認知症バリアフリーに取り組むよう、経営層への普及・啓発を図ることが重要ではないか。【再掲】
- 自治体が地域の企業・経済団体と連携しながら、認知症の本人の参画のもと、「新しい認知症観」や基本法についての啓発を行うことが重要ではないか。【再掲】

【大綱記載の施策】

若年性認知症ハンドブックの配布/若年性認知症支援コーディネーター配置等の推進や好事例集の収集・検討/若年性認知症支援コーディネーターのネットワーク作りの推進

4 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

(1) 意思決定支援に関する指針の策定、認知症の人に対する分かりやすい形での情報提供の促進

- 認知症の本人を含む全ての関係者が意思決定支援の意味と重要性の理解を深めるため、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」がより積極的に活用される方策を検討し、自治体や関係団体とともに推進することが重要ではないか。

【大綱記載の施策】

専門職の認知症対応力研修や認知症サポーターのステップアップ講座等に意思決定支援ガイドラインの内容を盛り込み普及/意思決定支援ガイドラインの医療・介護従事者への研修での活用/成年後見制度の利用促進

(2) 消費生活における被害を防止するための啓発

【大綱記載の施策】

消費者安全確保地域協議会の構築を推進し、消費者の見守りを強化

5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

(1) 専門的又は良質かつ適切な医療提供体制の整備

- 保健医療福祉の専門職について、「新しい認知症観」や基本法の理解を促進するなど認知症対応力の向上を図ることが重要ではないか。
- 認知症疾患医療センターにおいて、あらゆる認知症の相談から、鑑別診

断、薬物療法・非薬物療法、地域連携から診断後支援まで一貫して認知症の人やその家族への支援を行うことが重要ではないか。

- 認知症の人が住み慣れた地域で生活できるよう、在宅、介護事業所・施設、医療機関において、個人個人の希望に沿った医療・介護を提供できるようにする必要があるのではないか。
- 認知症の人の行動・心理症状（BPSD）への対応を含め、認知症の人が尊厳あるケアを受けられるよう、質が高く実践的な研修の推進等により、適切な医療・介護の提供、環境調整等を行い、BPSDの予防と出現時の早期対応を図ることが重要ではないか。
- 認知症の人が尊厳あるケアを受けられるよう、虐待・身体拘束防止に向けた取組を進めることが重要ではないか。

【大綱記載の施策】

医療従事者等への認知症対応力向上のための研修の実施【再掲】/介護従事者の認知症対応力向上のための研修の実施【再掲】/市町村や地域包括支援センターにおける虐待防止施策の推進/BPSDの予防やリスク低減に関する研究の推進/BPSDの予防に関するガイドライン等の作成・周知/身体拘束等の適正化の推進/認知症リハビリテーション技法の開発促進や事例収集及び効果検証

(2) 保健医療福祉の有機的な連携の確保

- 独居など認知症の人を取り巻く課題を踏まえ、かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター等について、地域の実情に応じた機能を担い、連携を強化することが重要ではないか。
- 認知症の人に対するリハビリテーションについて、本人の有する能力が発揮され、本人の意向を尊重した生活ができるようにすることが重要ではないか。

【大綱記載の施策】

地域包括支援センターの機能強化/認知症地域支援推進員による地域の支援機関間の連携づくり/かかりつけ医等による早期発見・早期対応のための体制の整備/かかりつけ医等や地域包括支援センターによる認知症疾患医療センター等の専門医療機関との連携した対応の実施/認知症初期集中支援チームによる適切な医療・介護サービス等に速やかにつなぐ取組の強化/認知症疾患医療センターの二次医療圏ごとの整備の推進/認知症疾患医療センターによる BPSD やせん妄予防のための継続した医療・ケア体制の整備等の実施/認知症疾患医療センターによる診断直後の医療的な相談支援等/認知症疾患医療センターによる先進的な活動事例の収集、横展開/地域ごとに適切な医療や介護サービスの提供の流れを示すと共に認知症ケアパスを作成または点検し、周知

(3) 人材の確保、養成、資質向上

- 認知症の本人を含む全ての関係者が意思決定支援の意味と重要性の理解を深めるため、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援が

イドライン」がより積極的に活用される方策を検討し、自治体や関係団体とともに推進することが重要ではないか。【再掲】

- 介護人材の確保・育成に向けて取り組むことが重要ではないか。

【大綱記載の施策】

医療従事者等への認知症対応力向上のための研修の実施【再掲】/介護従事者の認知症対応力向上のための研修の実施【再掲】/専門職の認知症対応力研修や認知症サポーターのステップアップ講座等に意思決定支援ガイドラインの内容を盛り込み普及【再掲】/意思決定支援ガイドラインの医療・介護従事者への研修での活用【再掲】/介護人材の確保/ICT センサー等の活用による働きやすい職場環境づくりの推進/介護離職ゼロに向けた相談支援の強化

6 相談体制の整備等

- (1) 認知症の人又は家族等からの相談に対し、それぞれ総合的に応ずる体制の整備

■ 地域包括支援センター・認知症疾患医療センター等における相談体制の整備に加え、企業における相談体制の整備が重要ではないか。

【大綱記載の施策】

地域包括支援センターなどの相談体制を地域ごとに整備/認知症に関する相談で認知症ケアパスを積極的に活用/法テラスの法的支援の手続き等についての更なる周知/介護離職ゼロに向けた相談支援の強化【再掲】/人権相談窓口の設置や広報周知の実施/若年性認知症支援コーディネーター配置等の推進や好事例集の収集・検討【再掲】/若年性認知症コールセンターの運営の継続/違法行為を行った高齢者等への出口支援や入口支援等について連携の在り方の検討

- (2) 認知症の人又は家族等が交流する活動に対する支援、関係機関の紹介等

- ピアサポート活動等を推進することにより、認知症の本人、家族等が診断後早い段階で「新しい認知症観」や基本法の理念への理解を深められるようにすることが重要ではないか。【再掲】

- 各市町村において、地域の実情に応じた認知症施策の要となる認知症地域支援推進員が適切に配置され、認知症カフェ、本人ミーティング、認知症希望大使の活動支援等の個々の認知症の人や家族等に応じた施策が実施されることが重要ではないか。

【大綱記載の施策】

ピアサポーターによる支援の推進【再掲】/認知症カフェなどの認知症の人や家族が集う活動の推進と普及【再掲】/診断直後からの家族教室や家族同士のピア活動の推進/認知症地域支援推進員による認知症カフェを活用した取組、社会活動促進等を通じた地域支援体制づくり、認知症の人やその家族を支援する相談業務等の実施/地域包括支援センターの機能強化【再掲】

7 研究等の推進等

(1) 予防・診断・治療、リハビリテーション・介護方法等の研究の推進・成果の普及

■ 基礎研究の成果を臨床研究に、臨床研究の知見を基礎研究に活用しながら、認知症創薬、認知症・MCI 予防等の研究や国際連携を進めることが重要ではないか。

○ 様々な背景疾患による認知症の病態解明と軽度認知障害から重度認知症に至るまでの全ステージに対する予防・診断・治療法、リハビリテーション・介護方法の開発に向けた研究を促進することが重要ではないか。

【大綱記載の施策】

BPSD の予防やリスク低減に関する研究の推進【再掲】/BPSD の予防に関するガイドライン等の作成・周知【再掲】/予防に関する自治体等の活動事例の収集や横展開のための取組/認知症予防に関するエビデンスを整理した活動の手引きの作成/介護関連データベースの活用促進/認知症の予防、診断、治療、ケア等のための研究の推進

(2) 社会参加のあり方、共生のための社会環境整備その他の調査研究、検証、成果の活用

○ 認知症の人の社会参加を促す診断後支援、特に就労支援の方法や居場所の確保を図る仕組みなど地域を巻き込んだ研究が重要ではないか。

○ 若年性アルツハイマー型認知症の人の社会参加を促し、就労支援の方法、居場所の確保を作る仕組みなど、企業や事業所を巻き込んだ研究が重要ではないか。

【大綱記載の施策】

若年性認知症支援コーディネーターのネットワーク作りを推進【再掲】/若年性認知症の実態と対応施策に関する調査・研究の実施/若年性認知症の人の就労継続支援事業所等の実態把握等

(3) 官民連携、全国規模調査の推進、治験実施の環境整備、本人及び家族等の参加促進、成果実用化環境整備、情報の蓄積・管理・活用の基盤整備

○ アカデミアだけではなく、製薬企業そして製薬以外の企業も含めた、認知症研究開発における官民連携 (PPP) の具体的な実装に向けた検討が必要ではないか。

○ 経過の長い認知症について、研究成果を挙げるため、長期的・安定的に研究を継続できることが必要ではないか。

○ ■ 認知症の臨床研究の基盤として、レジストリ・コホートの構築を推進する必要があるのではないか。

【大綱記載の施策】

認知症の予防、診断、治療、ケア等のための研究【再掲】/研究基盤の構築/官民連携・イノベーションの創出・社会実装の推進による産業促進

8 認知症の予防等

(1) 予防に関する啓発・知識の普及・地域活動の推進・情報収集

- 運動習慣、適切な栄養摂取、心理的サポート・社会参画等、認知症予防に関する科学的知見の普及とともに、正しい情報に基づくフレイル・介護予防に資する可能性のある活動（通いの場など）の推進が重要ではないか。

【大綱記載の施策】

身近な場における認知症予防に資する可能性のある各種活動の推進（通いの場等）/
認知症予防に資するとされる民間の商品やサービスの評価・認証の仕組みの検討/
SNS を活用し、各種取組やイベント情報、認知症に関するエビデンス等の発信

(2) 地域包括支援センター、医療機関、民間団体等の連携協力体制の整備、認知症及び MCI に関する情報提供

- 認知症のスクリーニング検査の有効性を確認するとともに、認知症の兆候の早期発見後、速やかに診断や医療に繋がるよう、認知症の本人及び家族の視点を重視し、日本独自の早期発見から早期対応までの支援モデルの確立等を行うことが重要ではないか。

【大綱記載の施策】

地域包括支援センターの機能強化【再掲】/認知症地域支援推進員による地域の支援機関間の連携づくり【再掲】/かかりつけ医等による早期発見・早期対応のための体制の整備【再掲】/かかりつけ医等や地域包括支援センターによる認知症疾患医療センター等の専門医療機関との連携した対応の実施【再掲】/認知症初期集中支援チームによる適切な医療・介護サービス等に速やかにつなぐ取組の強化【再掲】/認知症疾患医療センターの二次医療圏ごとの整備の推進【再掲】/認知症疾患医療センターによる BPSD やせん妄予防のための継続した医療・ケア体制の整備等の実施【再掲】/認知症疾患医療センターによる診断直後の医療的な相談支援等【再掲】/認知症疾患医療センターによる先進的な活動事例の収集、横展開【再掲】/地域ごとに適切な医療や介護サービスの提供の流れを示すと共に認知症ケアパスを作成または点検し、周知【再掲】/認知症の予防、診断、治療、ケア等のための研究【再掲】/ BPSD の予防やリスク低減に関する研究の推進【再掲】/ BPSD の予防に関するガイドライン等の作成・周知【再掲】

9 認知症施策の策定に必要な調査の実施

※基本的施策 1～8 の項にて記載

10 多様な主体の連携

※基本的施策 1～8 の項にて記載

11 地方公共団体に対する支援

※基本的施策1～8の項にて記載

12 国際協力

(1) 情報の交換その他必要な施策

■ 我が国の高齢化及び認知症施策の経験を活かし、国際会議の場等を活用しながら世界に向けて情報発信を行い、認知症施策に関する国際連携を推進していくことが重要ではないか。

【大綱記載の施策】

介護サービス等の国際展開や日本の経験を共有する等による国際交流の促進